

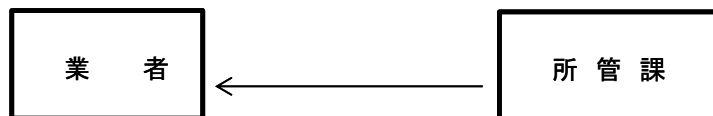
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 36

処 分 名	産業廃棄物処理施設の使用前検査	
処 分 の 概 要	産業廃棄物処理施設の使用前検査を行う。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第15条の2第5項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判 断 基 準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第2項の申請書記載の計画に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第15条の2第5項 前条第1項の許可を受けた者(…)は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。</p> <p>第15条第2項 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 3 産業廃棄物処理施設の種類 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 5 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量) 6 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 7 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 8 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画 9 その他環境省令で定める事項 	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



検査

認定

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。